

自治基本条例

vol.7

～桂川町の未来をみんなで創ろう！～

昨年12月9日に開催し、約150人が参加した「自治基本条例シンポジウム」のアンケート結果についてお知らせします。自治基本条例みんなで考える委員会では、このアンケート結果やシンポジウムで寄せられた意見を参考に、条例に盛り込む内容について具体的な検討を行っています。



自治基本条例シンポジウムアンケート集計結果

開催日：平成24年12月9日（日） 来場者数：150人 回答者数：115人

- あなたの性別は？
男性：66人 女性：49人
- あなたの年齢は？
10代：0人 20代：5人 30代：12人 40代：14人 50代：26人
60代：34人 70代以上：23人
- このシンポジウムの開催を何で知りましたか？（複数回答有）
広報けいせん：52人 町のホームページ：5人 チラシ：31人 その他：38人
- シンポジウムにお越しいただいた理由を選んでください。
興味があるから：79人 知人・友人に誘われたから：17人 その他：17人
- 自治基本条例について以前から知っていましたか？
知っていた：75人 知らなかった：39人
- シンポジウムをお聞きになって「自治基本条例」の必要性を感じましたか？
必要性を感じた：88人 必要性を感じなかった：7人 その他：11人

自治基本条例とは？

自治基本条例は、町政運営の基本理念や町民と行政との協働によるまちづくりに必要な考え方や仕組みなどの基本的なルールを定めるものです。

ですから、他の条例、規則、計画などの町政を進める施策は、この条例に基づいて実施されることとなります。

各自治体では、地方分権の進展により、「地

域のことは地域で考え、地域で決める」という自己決定・自己責任に基づき、多様化・高度化する住民ニーズに対応し、地域の特色を生かした行政運営が求められています。

ですから、桂川町でも、どのような考えで、どのようなまちづくりを進めていくのかを明らかにするため、「自治基本条例」を制定する必要があります。



【問合先】 企画財政課 企画調整係 ☎65・1085